

マイナンバー制度情報連携の本格運用実施に伴う添付書類について (各種届書における必要書類の添付継続についてのお願い)

平素は、当組合の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

マイナンバーの収集につきましては、ご多忙中ご協力いただきありがとうございます。当組合におきましても厳重に管理運用してまいります。

さて、地方公共団体等とのマイナンバーを利用した情報連携につきましては、「試行運用期間」としての位置づけで、平成29年7月18日から開始されておりましたが、この度、内閣府・総務省からの通知により「本格運用開始期日」を平成29年11月13日とすることとされました。

しかしながら、全国的に運用上多くの課題が生じており、当初の予定では本格運用開始の際には、届書に必要な添付書類を一部省略できることとなっておりましたが、現段階では十分に情報連携できる状態に至っておりません。また、このことを踏まえて健康保険組合連合会からも運用上の課題の精査について厚生労働省に働きかけているところです。

このような状況から、各種届書につきましては、今しばらく従来と同様の必要書類を添付のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

今後、状況に進展がございましたら、追ってご連絡いたします。

<お願い>

マイナンバー未記入で「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届(増)」を提出されている場合には、後日「マイナンバー(個人番号)届」等にてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「マイナンバー(個人番号)届」については、当組合ホームページ「申請書ダウンロード」から入手できます。(http://www.daiyaku-kenpo.or.jp)

<ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください>

大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06 - 6941 - 5004

神戸支部 TEL 078 - 221 - 6100

京都支部 TEL 075 - 801 - 2905